

**公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団
通訳及びイベントボランティア事業実施要領**

(目 的)

第1条 この要領は、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団（以下、「財団」という。）定款第4条第7号に定める国際ボランティア活動の促進に関し、県民と外国人との交流の場を作り、友好親善のための事業実施に必要な事項を定める。

(ボランティアの種類と活動内容)

第2条 この要領におけるボランティアの種類と活動内容は次のとおりとする。

(1) 通訳ボランティア

沖縄県内で行われる国際交流・国際協力事業及び外国人支援活動等における通訳を行う。

(2) イベントボランティア

沖縄県内で行われる国際交流及び国際協力事業の実施に協力する。

(登録資格)

第3条 ボランティアに登録できるのは、次の要件を満たす者とする。

- (1) 沖縄県内に在住している満18歳以上の者で、日本語が堪能で、かつ日本語以外の言語で日常生活に必要な語学力以上の能力を有する者
- (2) 外国語の種類は特に定めず、同一人が複数の外国語で登録しても差し支えないものとする。
- (3) 外国人との交流に関心がある者

(登録の方法)

第4条 ボランティアの登録に関しては次のとおりとする。

- (1) 登録申請書（第1号様式）に必要事項を記入し、財団に提出するものとする。
- (2) 財団は、前号に規定する登録申請書を受理した時は、その内容を審査し、登録の可否を決定して、その結果を申請者に通知するとともに、登録名簿に搭載するものとする。
- (3) 登録したボランティアは、登録後に登録申請書の記載事項に変更があった場合は、速やかに財団に連絡するものとする。

(登録期間)

第5条 登録の期間は原則として4月1日から翌年の3月末日までの1年間とする。ただし、年度途中で登録した者については、その翌年の3月末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、登録した者が第6条に定める事項に該当しない限り、自動的に翌年度のボランティアとして登録を更新するものとする。

(登録の抹消)

第6条 財団は、登録したボランティアが次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者本人から登録抹消の申し出があったとき
- (2) 登録者が死亡又は所在不明で連絡が取れなくなったとき
- (3) 第3条に規定する登録資格を欠くこととなったとき
- (4) ボランティアとして、ふさわしくないと認められる事実が判明したとき

(個人情報の保護)

第7条 個人情報保護に関しては、次のとおりとする。

- (1) 財団は、ボランティアの登録及びその活動を通して入手した個人情報は、財団個人情報管理規程に基づき取り扱うものとする。
- (2) 登録ボランティアは、活動により知り得た他人の個人情報については、その守秘に努めなければならない。

(ボランティア活動の依頼対象)

第8条 依頼できるボランティア活動の対象は、財団が主催・共催する事業の他に、次に掲げる団体が行う営利を目的としないものとする。

- (1) 国・地方公共団体とその関係機関
- (2) 国際交流・協力事業を行う公共団体
- (3) その他、財団が適当と認めた団体

(活動の依頼)

第9条 ボランティアへの活動依頼に関しては、次のとおりとする。

- (1) ボランティアに活動を依頼しようとする者は、原則として活動を希望する日の10日前までに、紹介依頼書(第2号様式)に必要事項を記入し、関係書類を添えて財団に提出するものとする。
- (2) 財団は、前項の活動内容を適当と認めたときは、ボランティア登録名簿から活動内容の要件に適したボランティアを照会し、承諾を得たボランティアを依頼者に紹介するものとする。

(3) 財団は、依頼内容に該当するボランティアが見つからなかった場合には、速やかにその旨を依頼者に連絡するものとする。

(活動報告)

第10条 ボランティアは、活動終了後1週間以内に活動報告書(第3号様式)を財団に提出するものとする。

(交通費の支給)

第11条 ボランティア活動に係る交通費は、依頼者又は通訳対象者が負担するものとし、次の費用を直接ボランティアに支払うものとする。

(1) 交通機関(バス・モノレール)を利用する場合

起点間のバス賃、モノレール運賃の算定額を支給する。

(2) 自家用車を利用する場合

起点間の距離に、1キロメートルあたり20円を乗じて得た額を支給する。路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(3) タクシーを利用する場合

やむを得ずタクシーを利用する場合は、事前に依頼者の了承を得、支給する場合は領収書確認のうえ実費支給とする。

(保険加入)

第12条 ボランティア活動中の傷害事故・賠償責任に備え、財団はボランティアを補償の対象とする保険に加入し、その費用を負担するものとする。

(免責等)

第13条 ボランティア及び依頼者は、活動中に事故や不注意により他の者に損害を与えることのないように十分に配慮しなければならない。

(1) ボランティアが活動によって被った損害や賠償責任にかかる補償の範囲は、第12条の保険から支払われる金額を限度とする。

(2) ボランティアの活動不履行により依頼者が被った損害について、財団は賠償の責を負わない。

(その他)

第14条 この要領に定めるものの他、必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成２６年４月１８日から施行する。